



報道関係者 各位

令和3年11月29日(月)

【照会先】

愛知労働局職業安定部職業安定課

課長 諸井 博之

課長補佐 近藤 伸仁

(電話)052-219-5506

## 令和4年1月1日から「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が始まります！！ ～複数の事業所で働く65歳以上の方が加入できる制度を新設します～

令和4年1月1日から65歳以上の複数事業所で勤務する労働者が特例的に雇用保険に加入できる「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が始まります。\*

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」につきましては、近年、複数就業している者が相対的に高い割合で増加しているなど、これまでの職業人生で得られたスキルを生かして多様な就労を目指している層と考えられる65歳以上の労働者を対象に制度を試行し、効果等を検証することとなりました。

当該制度は、労働者本人が住所地を管轄するハローワークに申し出た日を起点として加入する制度であること、申し出の際には事業主の証明等が必要であり、加入後は雇用保険料の納付義務が発生することなどから、労働者、事業主双方の皆様のご理解とご協力が不可欠な制度となっています。

このような経緯から、愛知労働局では、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」のポスター・リーフレットを作成し、幅広く周知に努めていきます。

※第201回通常国会において、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第14号）が成立（同日公布）し、令和4年1月1日より施行となります。

### ●「雇用保険マルチジョブホルダー制度」とは

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して週20時間以上になる等の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日（遡及加入はできません。）から特例的に雇用保険の被保険者（「マルチ高年齢被保険者」）となることができる制度です。

### ●雇用保険に加入すると

「マルチ高年齢被保険者」であった方が失業した場合に、求職者給付の受給資格を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。

《別添資料》

別添1 愛知労働局版「雇用保険マルチジョブホルダー制度」のポスター・リーフレット

別添2 【参考資料】雇用保険マルチジョブホルダー制度の概要〔詳細〕

# 65歳以上の方、必見です!!

2022年1月1日  
スタート!!

## "マルチジョブホルダー制度"をご存知ですか?

### 2つの事業所で週20時間以上の勤務になると雇用保険に加入できるようになります!!

※2つの事業所で、それぞれの雇用見込みが31日以上あることが必要です。

**Aさん (66歳) の場合**

①の会社  
月曜日～木曜日  
AM9:00～PM12:00  
週12時間勤務

②の会社  
水曜日～日曜日  
PM4:00～PM6:00  
週10時間勤務

**週22時間**

**Bさん (68歳) の場合**

①の会社  
月曜日・水曜日・金曜日  
AM9:00～PM4:00  
週18時間勤務

②の会社  
火曜日・木曜日  
AM9:30～PM3:00  
週10時間勤務

**週28時間**

詳しくは  
こちらから



**雇用保険マルチジョブホルダー制度とは**

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する **65歳以上の労働者**が、そのうち **2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす**場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、**申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度です。

**雇用保険に加入すると...**

マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合には、**一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金を受給**することができるようになります。

## ●雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 1) 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること
- 2) 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上 20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3) 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが継続して31日以上であること

### <従来の制度>

以下の要件を全て満たすことが必要です。

- 1) 主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上であること（合算はできない）
- 2) 主たる事業所での雇用見込みが継続して31日以上あること

## ●雇用保険の加入日

マルチジョブホルダー制度	本人がハローワークに申し出を行った日
従来の制度	雇用（試用期間、研修期間含む）された日（原則）

## ●失業した場合の給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あること等の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。

### 受給できる日数

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

### 基本手当日額（およその計算式）

$$\frac{\text{離職以前6か月の賃金の合計}}{180} \times (50 \sim 80\%)$$

### 基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。

手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、事業主に記載を依頼して、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出てください。

## ●雇用保険料の納付

マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から事業主、労働者双方から雇用保険料の納付義務が発生します。